



郡山市総合交通計画マスタープラン

【地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条（地域公共交通計画）】

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の2（移動等円滑化促進方針）及び第25条（移動等円滑化基本構想）】

概要版



郡山市

1 計画の作成

近年においては、人口減少の本格化、高齢者の運転免許返納の増加、交通事業者の運転手不足の深刻化など、公共交通を維持するための公的な負担も増加傾向にあり、地域における移動手段の維持・確保が非常に厳しい状況となっています。移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくりや観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらし、社会全体の価値を高めることにつながることであり、行政、交通事業者、その他多様な関係者が連携し、持続的に交通施策に取り組んでいくことが必要となります。

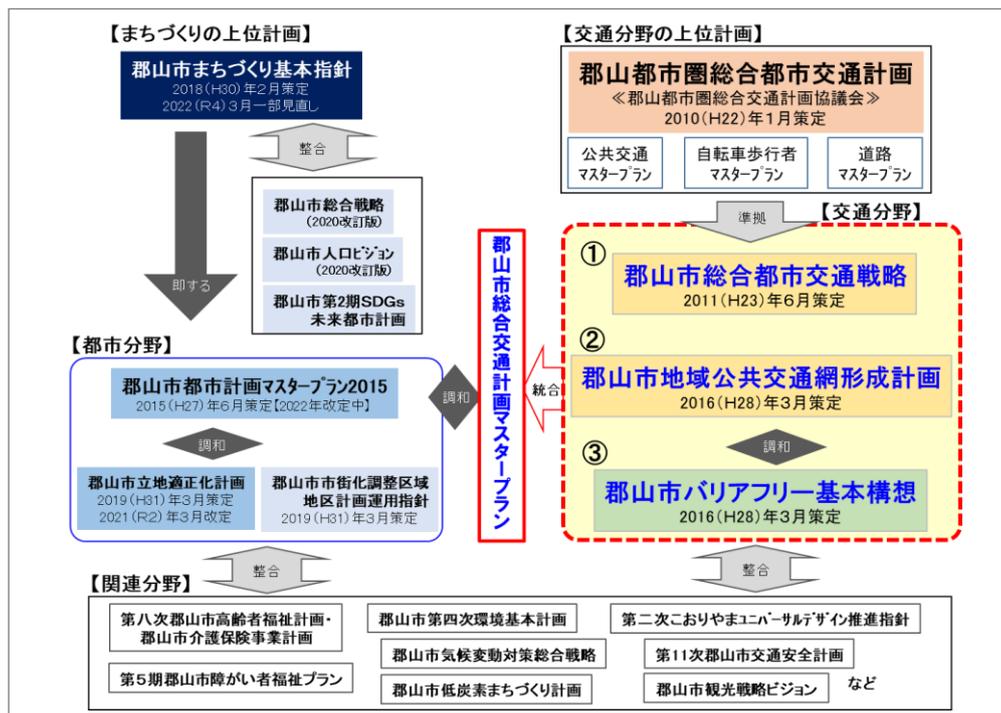
このような中、国においては、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本に、すべての地域において、持続可能な運送サービスの提供を確保するため、最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービス充実に加え、地域の輸送資源を総動員することを趣旨とした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正が、令和2（2020）年に行われたところです。

当計画（マスタープラン）は、本市を取り巻く社会情勢のもと、法改正の趣旨を踏まえながら、まちづくり分野と連携した公共交通、道路、自転車・歩行者等に関する持続的な交通ネットワーク形成の実現に向け、本市の特性を生かした総合的な交通環境づくりの取り組みを進めるために作成する計画となります。

2 計画の概要

◆計画の位置付け

当マスタープランは、「郡山都市圏総合都市交通計画」及び「郡山市まちづくり基本指針」を上位計画とし、当指針に即した「郡山市都市計画マスタープラン」や「郡山市立地適正化計画」と連携・調和を図り、その他関連する諸計画と整合を図ります。



◆計画に記載する事項

当マスタープランは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条第2項に基づき、おおむね以下の事項について記載することとなっています。

- 2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
 - 二 地域公共交通計画の区域
 - 三 地域公共交通計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
 - 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
 - 六 計画期間
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

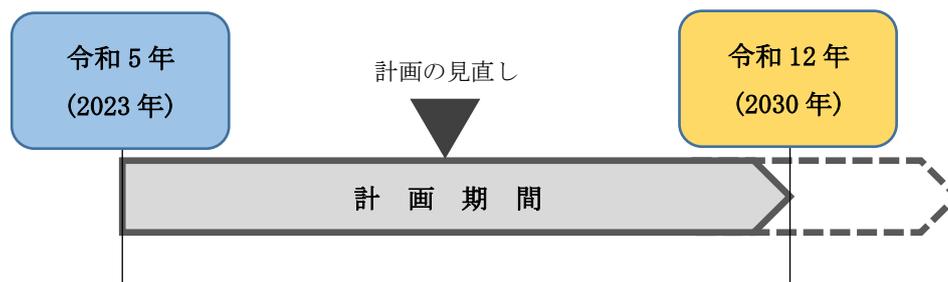
◆対象区域

当計画における対象区域は、郡山市全域とします。



◆計画期間

当マスタープランの目標年次は、関連する「郡山市都市計画マスタープラン」及び「郡山市立地適正化計画」に合わせ、令和12(2030)年とします。また、目標年次に至る中間期には事業評価等を行い、必要に応じて見直しを検討します。



3 課題の整理

ポイントとなる社会的な課題や交通分野に関する課題等について整理します。

① 社会的な課題

●人口減少・超高齢社会への対応

・地方バスの路線廃止や高齢ドライバーによる交通事故など ⇒移動手段の維持・確保

●デジタル化・DXの推進

・運転手の不足や利用者の利便性向上など ⇒技術革新により様々なモビリティサービス

●防災・減災、国土強靱化

・近年多発する大規模な自然災害など ⇒人命の保護、被害の最小化、交通ネットワークの維持

●2050年カーボンニュートラルの実現

・CO2排出量の割合が大きい運輸部門など ⇒環境負荷の少ない移動手段への転換推進

●新型コロナウイルス感染症の対策

・感染拡大により変化した生活行動 ⇒ニューノーマルに対応した交通施策の推進

② 交通分野に関する主な課題

●地方都市特有の過度な自動車利用

・自動車保有台数は増加傾向で、様々な交通手段の中で自動車分担率は約67%と圧倒的に高い状況

●公共交通利用者の減少

・鉄道、バス等の公共交通利用者は減少し、市民生活に必要な移動手段の維持・確保が厳しい状況

●道路の計画的な整備及び市街地における慢性的な道路混雑

・整備に必要な財源を確保し、計画的で効率的な道路事業の推進

●自転車や歩行者の移動環境整備

・バリアフリー・ユニバーサルデザインの考えに沿ったハード、ソフト両面のさらなる取組

●新たなモビリティサービスの推進

・Ma a SやA I、I o Tなどの技術革新に伴う様々なモビリティサービスの活用検討

③ 市民等の意識

●公共交通を利用する上で不便な点について

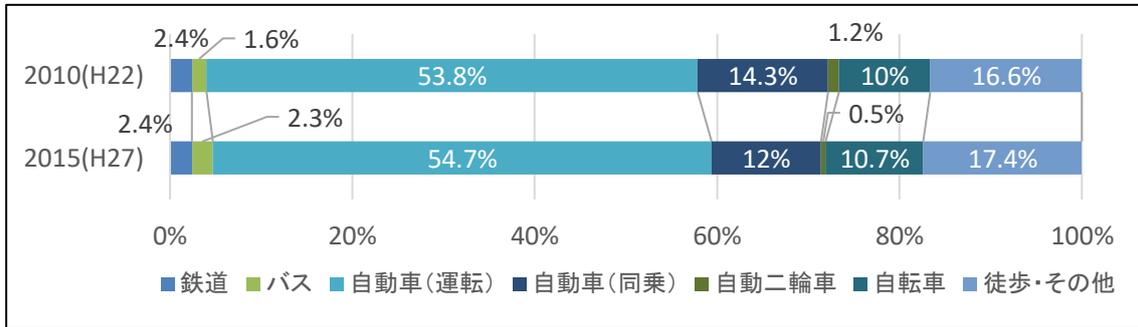
・「バスの本数が少ない」、「駅やバス停までの距離が遠い」、「運賃が高い」との意見が上位を占め、過度な自動車利用の要因と推測。

・その他、「運行情報がわかりづらい」、「乗り継ぎが悪い（時間・行先）」、「自転車の走行環境が悪い」、「乗り場に上屋やイスがない」、「歩道に段差があり歩きにくい」など

《現状データ》

◆自動車利用の高い依存傾向（交通手段分担率）

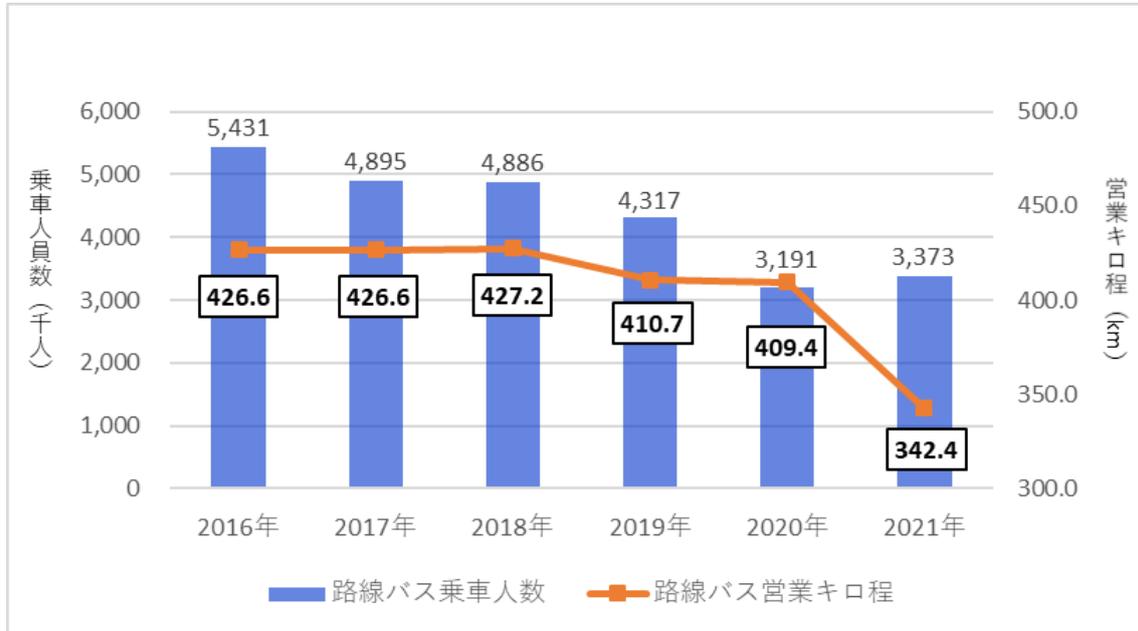
⇒平成 27（2015）年で、自動車（運転）、自動車（同乗）を合わせ 66.7%の分担率



資料：全国都市交通特性調査

◆公共交通利用者の減少（路線バスの乗車人員等）

⇒路線バスの乗車人員は、年々減少傾向



出典：郡山市統計書（令和3年度版）

◆市街地の慢性的な道路混雑

⇒市街地では、通勤通学時間帯を中心に慢性的な道路混雑



（開成地区）



（富田地区）

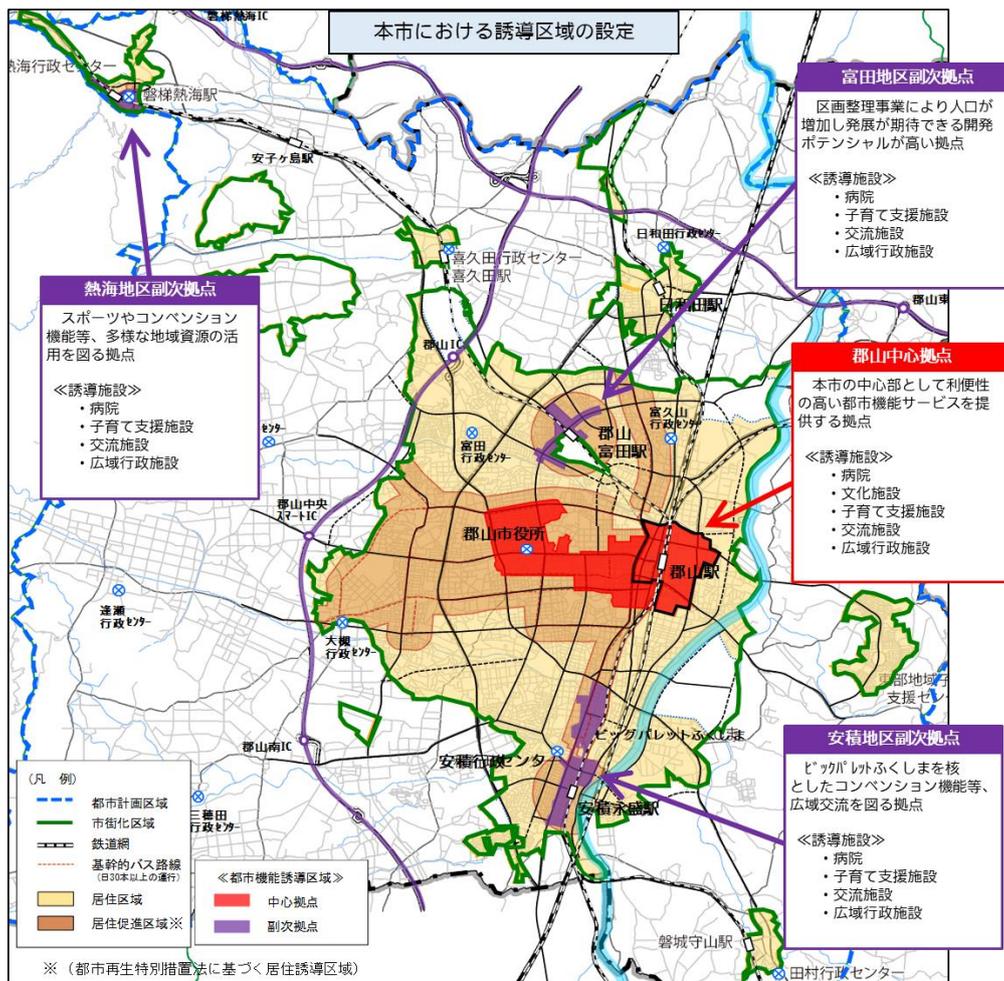
郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造

(考え方)

- ⇒ 豊かな自然環境・田園環境の維持・保全を図りながら、福島県の広域的な拠点として生産性の高い産業活動や地域特性に応じた質の高い生活の展開を目指し、コンパクトで周辺環境と調和した都市の形成を図ります。
- ⇒ 具体的には、秩序ある土地利用を誘導するためのゾーンを定め、この上に多様な暮らしを展開する生活圏を設定することとし、各生活圏内には拠点が有り、必要な都市機能を誘導するなど、躍動感ある都市づくりを推進します。

◆郡山市立地適正化計画における誘導区域

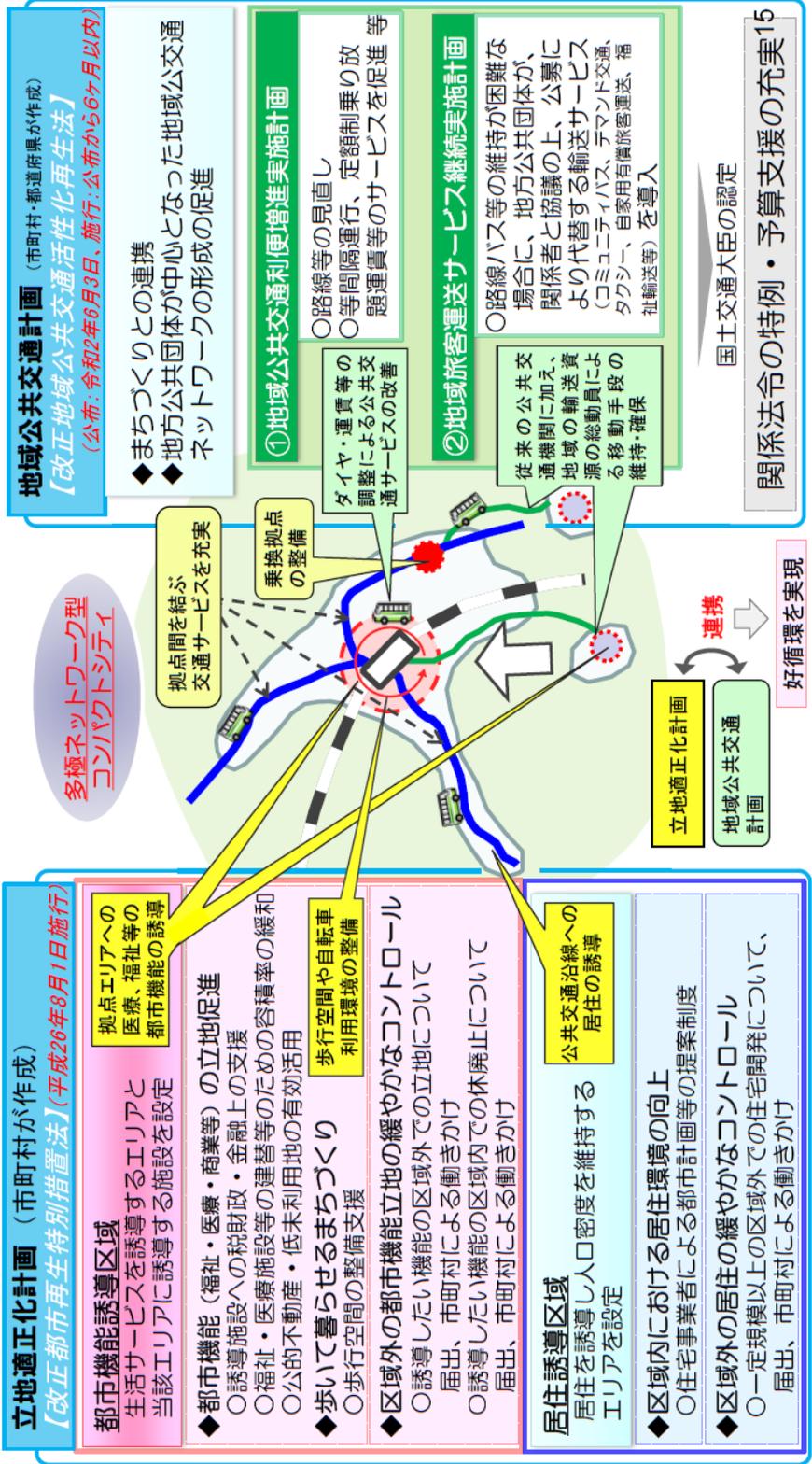
「郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造」のもとに、都市の持続的な発展に向け、都市再生特別措置法第 81 条に基づく「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」を定めています。



- ⇒ 本市は、立地適正化計画のもと、人口減少や高齢化が進行する中で、住宅や医療、福祉施設などまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通等により、これら生活利便施設に容易にアクセスできるまちづくりを目指すこととしています。

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による**持続可能な移動手段の確保・充実**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。



※人口減少や高齢化の進行等を前提に、市民が安心して快適に暮らし続けていく上では、過度な自動車利用に依存することなく、徒歩や自転車、公共交通等の移動により外出しやすく健康的に様々な都市サービスを楽しむことができるまちづくりの形成が重要となります。交通に関する様々な課題を踏まえつつ、本市のまちづくりの考え方と連携し、公共交通、道路、自転車・歩行者等のすべての交通手段において、持続的で円滑に移動できる交通ネットワークの実現を図ります。

◆マスタープランの概要

社会的な課題

- 人口減少・超高齢社会への対応
- デジタル化・DXの推進
- 防災・減災、国土強靱化
- 2050年カーボンニュートラルの実現
- 新型コロナウイルス感染症の対策

交通に係る主な課題

- 地方都市特有の過度な自動車利用
- 公共交通利用者の減少
- 道路の計画的な整備及び市街地における道路混雑解消
- 自転車や歩行者の移動環境整備
- 新たなモビリティサービスの推進

都市づくりの考え方

※郡山市立地適正化計画より

- ①こおりやま広域圏の中心市に相応しいまち
- ②地域特性を生かし都市と自然が調和したまち
- ③安心して円滑に移動できる交通ネットワークが充実したまち

【基本的な方針】

交通手段が充実しすべての人が安心して円滑に移動できるまち

【目標】

目標1 持続的で誰もが利用しやすい公共交通体系づくり

⇒ 誰もが居住地から様々な生活サービス施設にアクセスできるなど、円滑に移動可能な公共交通ネットワークづくりを進める。

(公共交通)

目標2 円滑な交通とストック効果につながる道路づくり

⇒ 道路混雑が軽減され円滑な交通確保、計画的な道路整備に伴う沿線の土地利用促進など、効率的・効果的なまちづくり及び道路づくりを進める。

(道路)

目標3 環境にやさしく身近で健康的に利用できる自転車・歩行空間づくり

⇒ バリアフリーで回遊しやすい都市環境を確保するなど、外出しやすく健康増進にもつながる自転車・歩行空間づくりを進める。

(自転車・歩行者)

目標4 新たな交通サービスのチャレンジと仕組みづくり

⇒ MaaSやAI、IoTなどの新たな技術の活用など、地域に合った交通サービスの提供ができるよう、先進事例等を参考に取組の導入検討を進める。

(新たな交通サービス)

目標5 多様な主体の連携によるまちづくり

⇒ スクールバスや病院等の送迎サービスなどの移動手段の活用など、交通事業者をはじめ、様々な関係者との協議・調整を行いながら、より良い交通施策の取組検討を進める。

(多様な主体との連携)

【交通施策】

(施策1)

●交通結節点の機能強化と利便性の高い公共交通ネットワークの形成

- ・鉄道新駅の設置と駅周辺のまちづくり施策等の推進
- ・利用者ニーズに応じた公共交通ネットワーク構築の推進

(施策2)

●地域交通の維持・確保と利用者のサービス向上

- ・地域特性に応じた利便性の高い公共交通ネットワーク構築
- ・バリアフリー化を進め、利用者のサービス向上

(施策3)

●公共交通の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進

- ・自動車に依存しない公共交通施策等への転換を促進

(施策4)

●効率的・効果的な道路計画及び整備

- ・円滑な自動車交通を図るための計画的な道路整備の促進

(施策5)

●既存の道路施設を利用した魅力的なまちづくりへの活用推進

- ・公民一体の安全・安心なまち空間・道路空間づくりの推進

(施策6)

●安全で快適に通行できる自転車・歩行空間の環境整備

- ・健康的に気軽に外出しやすい回遊空間づくりの整備推進

(施策7)

●自転車を活用したライフスタイルの推進

- ・自転車需要の高まりに合わせた種々の関連施策の推進

(施策8)

●新たなモビリティサービスを活用した取組の推進

- ・新たな技術の活用について積極的な取組検討

(施策9)

●複数の主体が連携した「共創型交通」の推進

- ・多様な移動手段の活用推進に向けた検討

【個別プロジェクト】

1-1 新駅設置(郡山駅～安積永盛駅間)の検討 (拡充)

1-2 公共交通(鉄道、路線バス、高速バス等)の乗継強化(継続)

1-3 鉄道駅周辺の交通アクセスの充実・強化 (拡充)

1-4 路線バスの経路、ダイヤ、バスベイ等の検討 (継続)

1-5 パーク&ライド、サイクル&ライド等の検討 (継続)

1-6 観光周遊などの観光分野と連携した取組の推進(継続)

2-1 路線バスの運行確保・充実 (拡充)

2-2 デマンド型交通の機能強化 (拡充)

2-3 地域に合った旅客運送サービス導入の検討 (継続)

2-4 乗継・待合環境の改善・整備 (継続)

2-5 バリアフリー車両の導入促進 (継続)

3-1 高齢者の公共交通利用に関する事業推進 (拡充)

3-2 福島空港の利活用促進 (継続)

3-3 エコ通勤、ノーマイカーデーの推進 (継続)

3-4 公共交通利用に関する教育実施 (継続)

4-1 環状道路網を優先した幹線道路の整備促進 (拡充)

4-2 道路混雑箇所に関する軽減方策の検討 (新規)

4-3 長期未着手都市計画道路の見直し検討 (新規)

5-1 公民協業による居心地が良く歩きたくなる空間の創出 (新規)

5-2 公民が連携したバリアフリー化の推進 (新規)

5-3 災害に強く快適で歩きやすい無電柱化道路の整備推進(新規)

6-1 自転車レーン・歩道の整備推進 (継続)

6-2 (仮称)郡山市自転車活用推進計画の策定検討 (新規)

7-1 シェアサイクル、レンタサイクル等の事業支援 (継続)

7-2 サイクルツーリズムの推進と来訪者への情報発信 (新規)

8-1 MaaSの導入に関する可能性の検討 (新規)

8-2 スマートフォンを活用したモビリティサービスの取組の推進 (拡充)

8-3 環境に配慮したモビリティサービスの推進(新規)

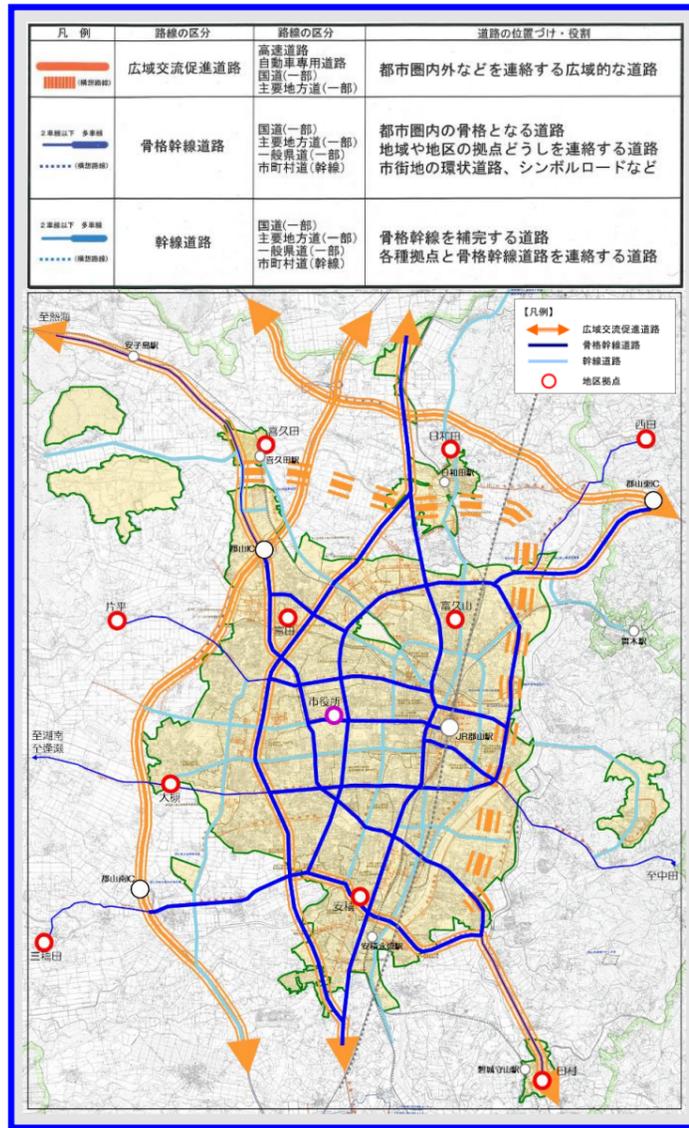
9-1 持続的な移動サービス創出可能性の検討 (新規)

9-2 市民・事業者・行政が連携したバリアフリー化の推進 (新規)

◆将来の交通ネットワークの体系

(1) 道路ネットワーク

⇒ まちづくりと一体となった道路ネットワークの整備を推進するとともに、本市の特長である「環状道路網」の整備を優先し、その効果が早期に発現できるよう重点的に進めます。

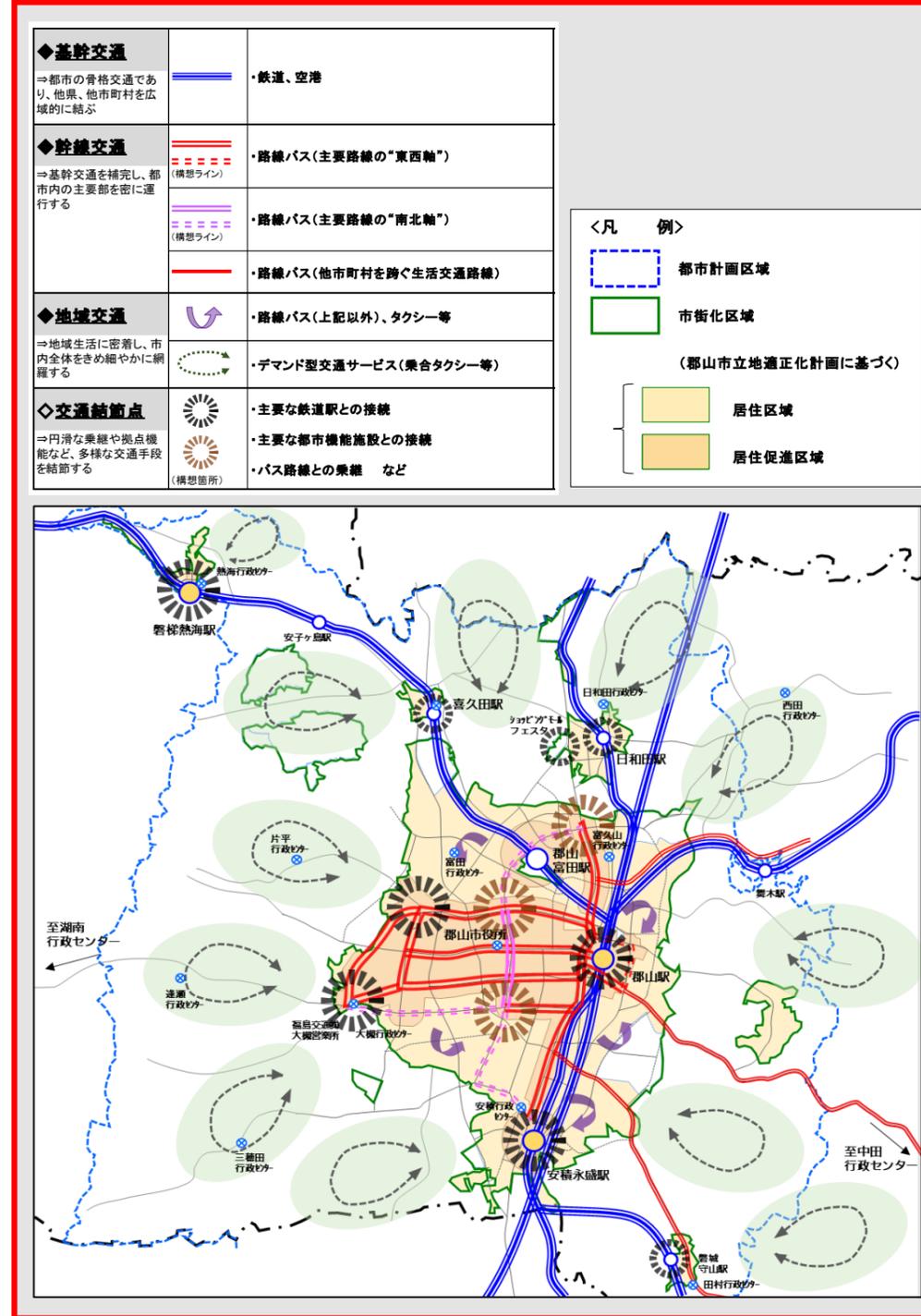


【郡山市環状道路網計画図】



(2) 公共交通ネットワーク

⇒ 地域に密着した交通需要など、鉄道や路線バス、乗合タクシー等それぞれの移動特性に応じた交通サービスの役割分担により公共交通ネットワークの維持・充実を図るとともに、各交通をつなぐ交通結節点の機能充実・強化など、多様な交通手段の連携による持続的なネットワーク形成を推進します。



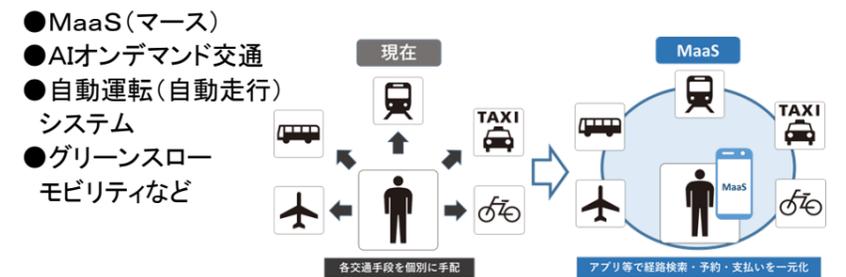
(3) 自転車・歩行者ネットワーク

⇒ バリアフリーで回遊しやすい都市環境の確保など、健康増進につながる自転車・歩行者の利用空間づくりについて、地域住民や関係機関、関係団体等と連携し進めていきます。



(4) 新たなモビリティサービス

⇒ 近年、MaaSをはじめとした新技術を活用したモビリティサービスが広がりを見せています。今後は、これら新技術を含めて、地域に合った交通サービスの提供ができるよう、交通事業者や地域住民、行政等が連携し取り組んでいきます。



◆個別プロジェクトの実施プログラム

計画目標の実現に向け、市民、事業者、行政が連携し、施策毎の個別プロジェクトに取り組んでいきます。

		プロジェクト	スケジュール		
			2023 (R5) ~ 2030 (R12)		
目標 1 【公共交通体系づくり】	施策 1	1-1 新駅設置（郡山駅～安積永盛駅間）の検討 ◆新駅設置事業（郡山駅～安積永盛駅間）の検討	検討	整備	
		1-2 公共交通（鉄道、路線バス、高速バス等）の乗継強化 ◆郡山駅東口の乗継環境の強化、◆東北新幹線及び在来線の路線間乗継強化	検討	推進	
		1-3 鉄道駅周辺の交通アクセスの充実・強化 ◆安積永盛駅周辺のバリアフリー化検討、◆郡山駅西口のペDESTリアゲツ整備推進	検討	整備	
		1-4 路線バスの経路、ダイヤ、バスペイ等の検討 ◆路線バスの効率的運行の検討、◆バス専用レーン等の環境向上の検討	検討	整備	
		1-5 パーク&ライド、サイクル&ライド等の検討 ◆パーク&ライド、サイクル&ライドの推進		推進	
		1-6 観光周遊などの観光分野と連携した取組の推進 ◆わかりやすい道案内の取組推進、周遊型観光コースと連携した交通手段検討		推進	
	施策 2	2-1 路線バスの運行確保・充実 ◆路線バス運行補助等の支援、◆みんなで支える取組体制の整備検討など	検討	推進	
		2-2 デマンド型交通の機能強化 ◆乗合タクシーの運行改善・強化検討、◆タクシー関連のDX化推進	検討	推進	
		2-3 地域に合った旅客運送サービス導入の検討 ◆路線バスに代わる移動手段検討、◆湖南地区における移動手段検討	検討	整備	
		2-4 乗継・待合環境の改善・整備 ◆停留所の上屋・ベンチの設置検討、◆案内表示の多言語化の推進など		推進	
		2-5 バリアフリー車両の導入促進 ◆ノンステップバスの導入促進、◆UDタクシーの導入促進		推進	
	施策 3	3-1 高齢者の公共交通利用に関する事業推進 ◆公共交通利用に関する高齢者支援事業の推進、◆交通弱者等への支援		推進	
		3-2 福島空港の利活用推進 ◆空港からのアクセス維持・確保、◆空港関連のDX化推進など		推進	
		3-3 エコ通勤、ノーマイカーデー等の推進 ◆エコ通勤の推進、◆ノーマイカーデー等その他公共交通利用の促進		推進	
		3-4 公共交通利用に関する教育実施 ◆バスの乗り方教室の実施、◆さらめき出前講座による情報提供など		推進	

		プロジェクト	スケジュール
			2023 (R5) ~ 2030 (R12)
目標 2 【道路づくり】	施策 4	4-1 環状道路網を優先した幹線道路の整備促進 ◆環状線等街路整備事業の促進、◆幹線道路新設改良舗装事業の促進など	整備
		4-2 道路混雑箇所に関する軽減方策の検討 ◆渋滞対策に関する方策検討、◆交通渋滞対策事業の促進など	検討 整備
		4-3 長期未着手都市計画道路の見直し検討 ◆長期未着手都市計画道路の見直し検討	検討 整備
	施策 5	5-1 公民協奏による居心地が良く歩きたくなる空間の創出 ◆エアプラットフォーム構築の検討、◆市街地再開発事業の推進など	検討 整備
		5-2 公民が連携したバリアフリー化の推進 ◆バリアフリー化に関する取組推進、◆バリアフリー化の提案制度活用推進など	推進
		5-3 災害に強く快適で歩きやすい無電柱化道路の整備推進 ◆無電柱化促進事業の推進	整備
目標 3 【自転車・歩行空間づくり】	施策 6	6-1 自転車レーン・歩道の整備推進 ◆自転車レーン・歩道の整備推進、◆通学路安全対策事業の推進など	検討 整備
		6-2 (仮称) 郡山市自転車活用推進計画の策定検討 ◆(仮称) 郡山市自転車活用推進計画の策定検討	検討 推進
	施策 7	7-1 シェアサイクル、レンタサイクル等の事業支援 ◆シェアサイクル、レンタサイクル等の取組支援、◆サイクルポート整備に関する支援	推進
		7-2 サイクルツーリズムの推進と来訪者への情報発信 ◆猪苗代湖サイクルツーリズムの推進	推進
目標 4 【新たなサービス】	施策 8	8-1 MaaSの導入に関する可能性の検討 ◆MaaS導入の検討組織の設置検討、◆MaaSのシステム導入可能性の検討	検討 整備
		8-2 スマートフォンを活用したモビリティサービスの取組の推進 ◆スマートフォンを活用した交通サービス向上の推進	検討 推進
		8-3 環境に配慮したモビリティサービスの推進 ◆次世代自動車技術を活用した交通支援の検討、電気バスの運行システム開発検討	推進
目標 5 【連携】	施策 9	9-1 持続的な移動サービス創出可能性の検討 ◆地域の輸送資源を活用した移動サービス創出検討、◆福祉有償運送の検討	検討 推進
		9-2 市民・事業者・行政が連携したバリアフリー化の推進 ◆バリアフリーに関するソフト対策の推進、◆優先席等の適正利用の広報啓発推進	推進

6 バリアフリー化の推進

◆推進に当たって

バリアフリー化については、高齢者や障がい者など、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自由で快適に移動することができるよう、交通機関や建築物、公共施設等において、着実に進められてきました。

さらなるバリアフリー化に向けて国においては、すべての人たちが障害の有無、年齢等によって分け隔てられることがない共生社会の実現を目指し、ハード・ソフト両面での施策推進のための法改正が、平成30(2018)年、令和2(2020)年に行われたところです。

本市においても、これら法改正の趣旨を踏まえつつ、まちづくり分野と連携したバリアフリー化のより一層の推進を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆるバリアフリー法)」第24条の2の『移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)』及び同法第25条の『移動等円滑化基本構想(バリアフリー基本構想)』を策定するものです。

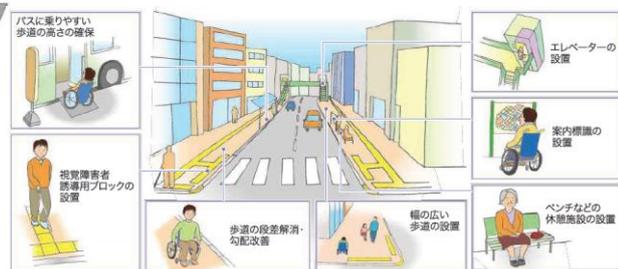
◆バリアフリー化の内容

公共交通機関、建築物、道路・公園等の公共公益施設を新設する場合、それぞれバリアフリー化基準への適合が義務付けられ、既存施設においても、基準適合への努力義務が課せられています。

〈旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル等)〉



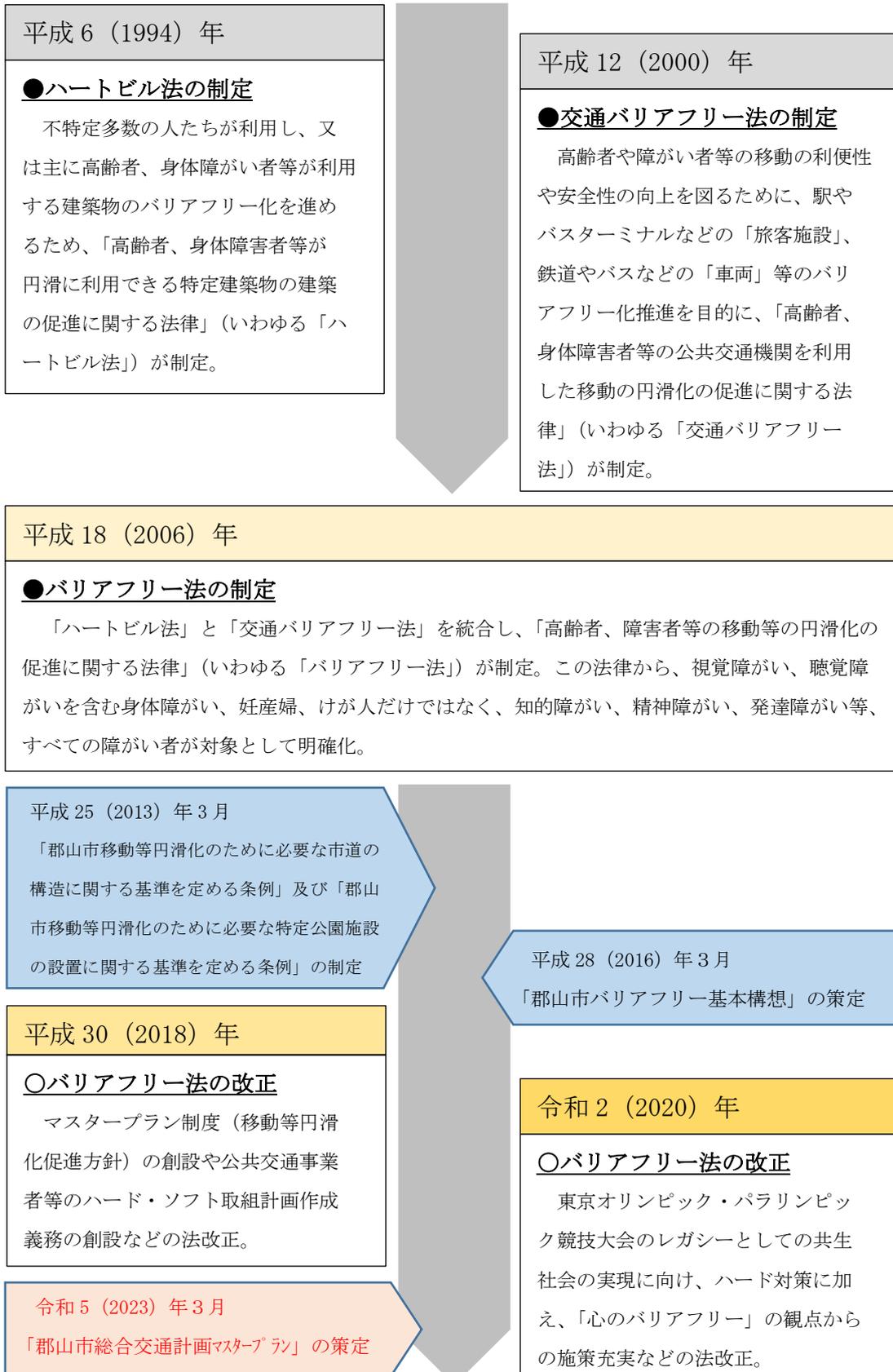
〈道路〉



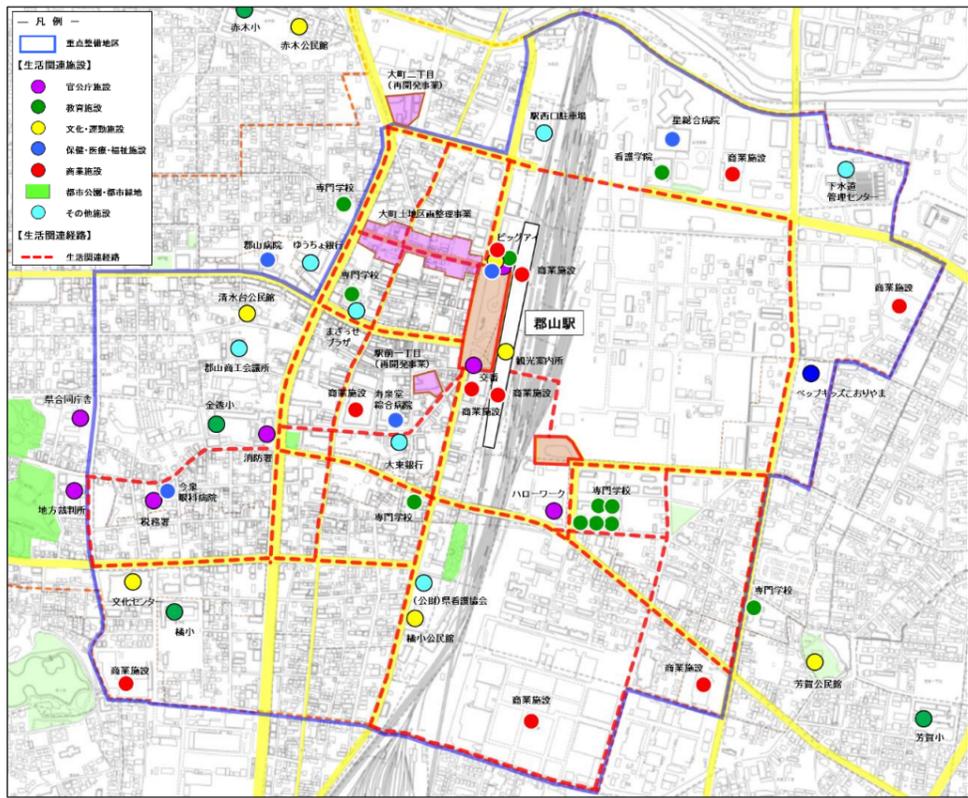
〈建築物〉



【バリアフリー法の変遷等】



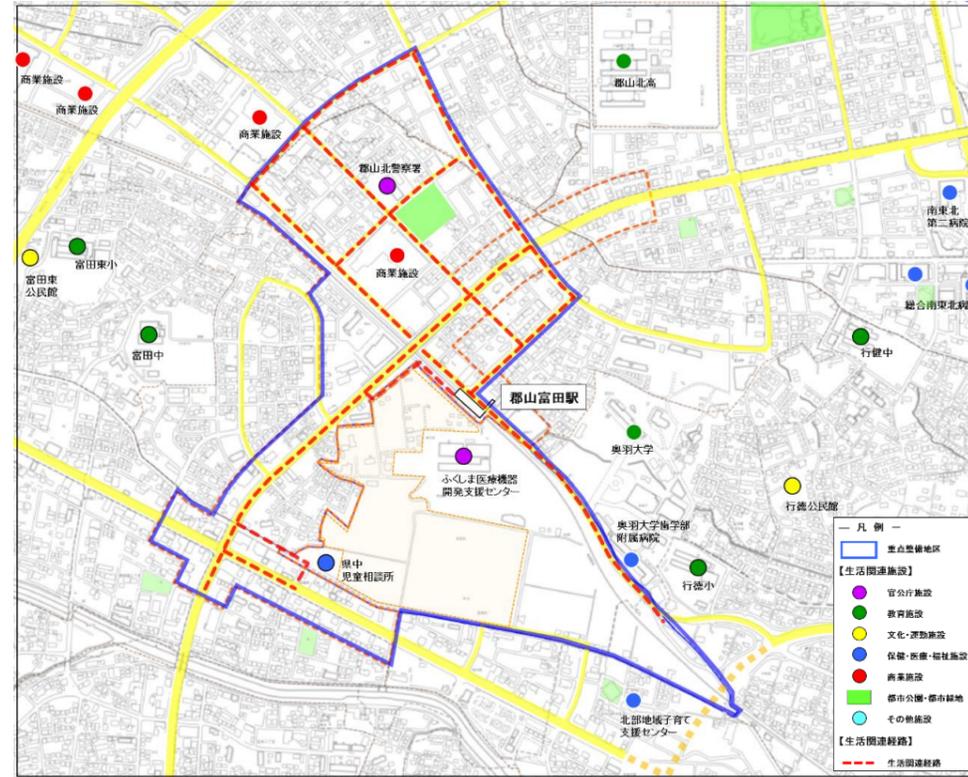
①郡山駅周辺地区



【バリアフリー化の考え方】
 郡山駅周辺地区の充実した交通網及び都市基盤を有効活用し、利便性の高い都市機能サービスを提供する拠点として、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保、心のバリアフリーに関する取組を推進します。

- 【主な生活関連施設】**
- 〈旅客施設〉 郡山駅、駅西ロバスターミナル
 - 〈官公庁施設〉 市民サービスセンター、ハローワーク郡山、郡山消防署
 - 〈教育・文化・運動施設〉 金透小、橋小、各専門学校、ふれあい科学館、文化センター
 - 〈保健・医療・福祉施設〉 今泉眼科病院、郡山病院、寿泉堂総合病院、星総合病院、ペップキッズこおりやま
 - 〈商業施設〉 モルティ、エスパル郡山、アティ、うすい百貨店、イオンタウン
 - 〈都市公園・都市緑地〉 本町緑地、中町緑地
 - 〈その他施設〉 郡山駅西口駐車場、郡山商工会議所

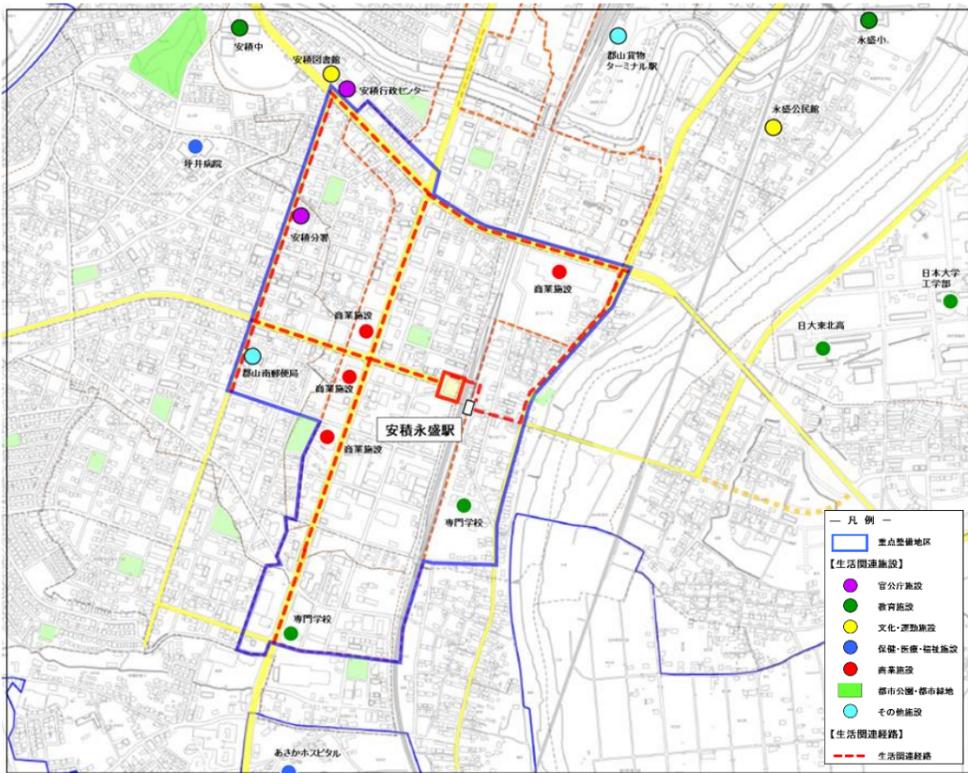
②郡山富田駅周辺地区



【バリアフリー化の考え方】
 郡山富田駅を中心に郡山駅周辺の広域的な中心拠点を補完する拠点のひとつとして、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保、心のバリアフリーに関する取組を推進します。

- 【主な生活関連施設】**
- 〈旅客施設〉 郡山富田駅
 - 〈官公庁施設〉 郡山北警察署、ふくしま医療機器開発支援センター
 - 〈教育・文化・運動施設〉 奥羽大学
 - 〈保健・医療・福祉施設〉 県中児童相談所、奥羽大学歯学部附属病院
 - 〈商業施設〉 カインズホーム
 - 〈都市公園・都市緑地〉 (仮称) 富田東中央公園

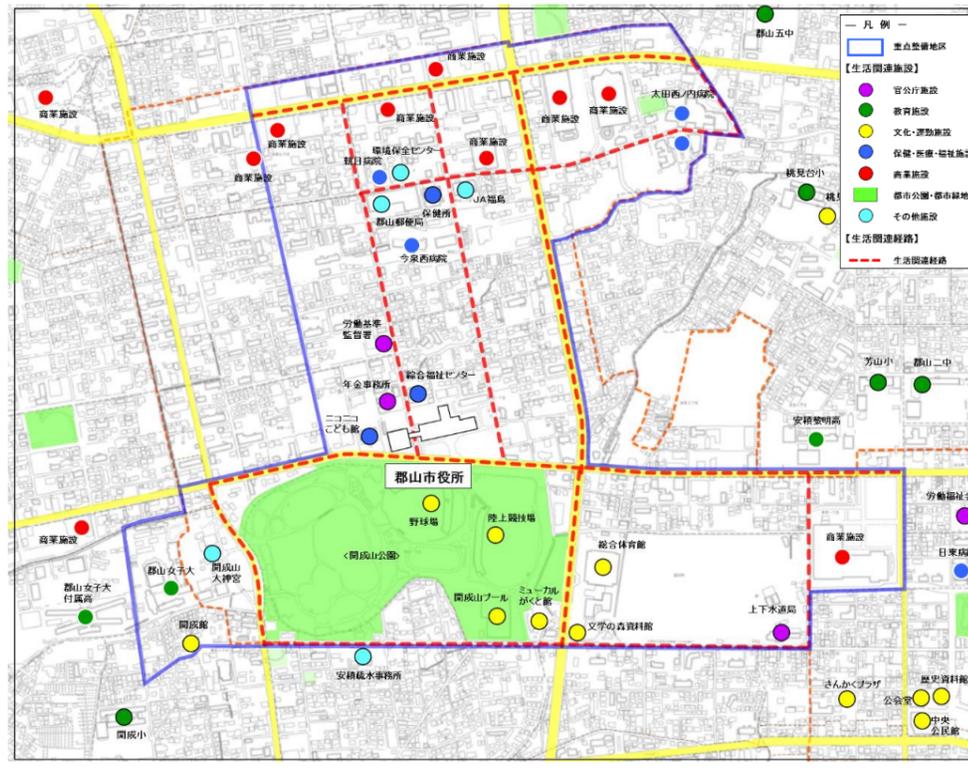
③安積永盛駅周辺地区



【バリアフリー化の考え方】
 安積永盛駅を中心に郡山駅周辺の広域的な中心拠点を補完する拠点のひとつとして、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保、心のバリアフリーに関する取組を推進します。

- 【主な生活関連施設】**
- 〈旅客施設〉 安積永盛駅
 - 〈官公庁施設〉 安積行政センター、安積分署
 - 〈教育・文化・運動施設〉 日本調理技術専門学校、郡山ヘアメイクカレッジ、安積図書館
 - 〈商業施設〉 ケーヨーデイツー郡山安積店、ヨークベニマル安積町店
 - 〈その他施設〉 郡山南郵便局

④郡山市役所周辺地区



【バリアフリー化の考え方】
 郡山市役所を中心に広域的な拠点である郡山駅周辺と連動しながら、行政、交通事業者、民間事業者及び利用者が一体となり、面的なバリアフリー化により回遊しやすい都市環境の確保、心のバリアフリーに関する取組を推進します。

- 【主な生活関連施設】**
- 〈官公庁施設〉 郡山市役所、郡山年金事務所、上下水道局
 - 〈教育・文化・運動施設〉 郡山女子大学、安積黎明高、文学の森資料館、ミューカルがくと館、開成館、総合体育館、郡山総合運動場
 - 〈保健・医療・福祉施設〉 保健所、朝日病院、今泉西病院、太田西ノ内病院、総合福祉センター、ニコニコこども館
 - 〈商業施設〉 トステムビバ、イトーヨーカドー、東京インテリア家具
 - 〈都市公園・都市緑地〉 開成山公園
 - 〈その他施設〉 郡山郵便局、開成山大神宮、JA福島さくら

◆バリアフリー化の促進に向けた役割分担等

バリアフリー化の促進に向けては、市民意見の把握に努めるとともに、計画的かつ効果的な整備を進めていくため、これまで以上に、市民、事業者、行政が連携し、面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

	主な役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化に対する点検や評価等への協力 ・人の多様性や相違の理解や気遣い、思いやりの実践
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的かつ計画的なバリアフリー事業の実施 ・従業員等へのバリアフリー教育の推進
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的かつ計画的なバリアフリー事業の実施 ・バリアフリーに関する啓発及び教育の推進 ・関係機関との連携によるバリアフリー化の推進体制の構築 ・バリアフリー化に関する提案制度の活用に向けた環境整備

◆心のバリアフリーに関する取組推進

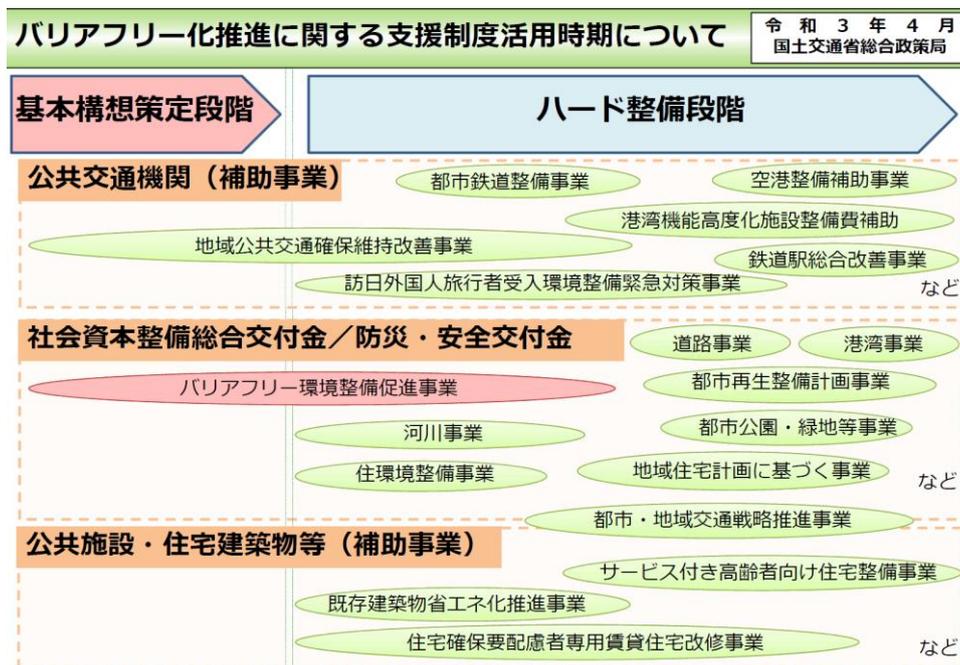
⇒「心のバリアフリー」は、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

市民一人ひとりが、困っている高齢者や障がい者等へ声掛けや手助けを積極的に行うなど、行動につなげることも必要です。また、車両の優先席や車いす使用者用の駐車施設、トイレの設置など、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるような配慮について、理解と協力も必要です。今後も引き続き、行政はもとより、市民、事業者と連携し、みんなが支え合い、つながっていく心のバリアフリーとなるよう、種々の取組を推進していきます。

取組の内容	担当所属
「こおりやまこころのバリアフリーガイドブック」を作成し、障がい別の特徴や様々な障がいを抱えた人のサポートの方法などを紹介。	保健福祉部 障がい福祉課
マタニティマーク、ヘルプマーク、介助犬マーク、窓口での対応表示（筆談や手話等）など、配慮の必要性を示すマーク等の普及啓発。	
耳が聞こえない人への理解を目的に、市内の医療機関や学校関係、町内会等を対象とした手話講座を実施。	
誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちを実現するため、市民ボランティアを募集・登録し、市と一緒にユニバーサルデザインについて普及啓発。	市民部 市民・NPO活動推進課
子どもたちがユニバーサルデザインを学び、思いやりの行動を身につけるきっかけとなるよう、小学生向けの学習教材「思いやりのとびら」を作成。	
運動技能の程度、性別や障がいの有無にかかわらず、スポーツとの多様な関わり方（する・みる・支える・知る活動）を通し、豊かなスポーツライフ実現のための資質・能力を育成。	文化スポーツ部 スポーツ振興課

◆バリアフリー化促進に関する支援

バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、国等の支援が用意されています。



9 評価指標と進行管理

◆評価指標に係る目標値

(1) 公共交通利用

指標(1)	基準値	目標値
	2021年	2030年
郡山駅利用者数(万人/年)	454万人/年	454万人/年
路線バス利用者数(万人/年)	337万人/年	337万人/年

(2) 道路環境

指標(2)	基準値	目標値
	2013年	2030年 (2050年)
運輸部門に係るCO ₂ 削減量(千t-CO ₂)	785千t-CO ₂	550千t-CO ₂ 【-30%】 (実質ゼロ)

(3) 道路渋滞対策

指標(3)	基準値	目標値
	2021年	2030年
市内における主要渋滞箇所数(箇所)	30箇所	28箇所

(4) 健康増進

指標(4)	基準値	目標値
	2018年	2030年
健康寿命の平均	男性 80.27歳 女性 84.41歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

(5) バリアフリー化推進

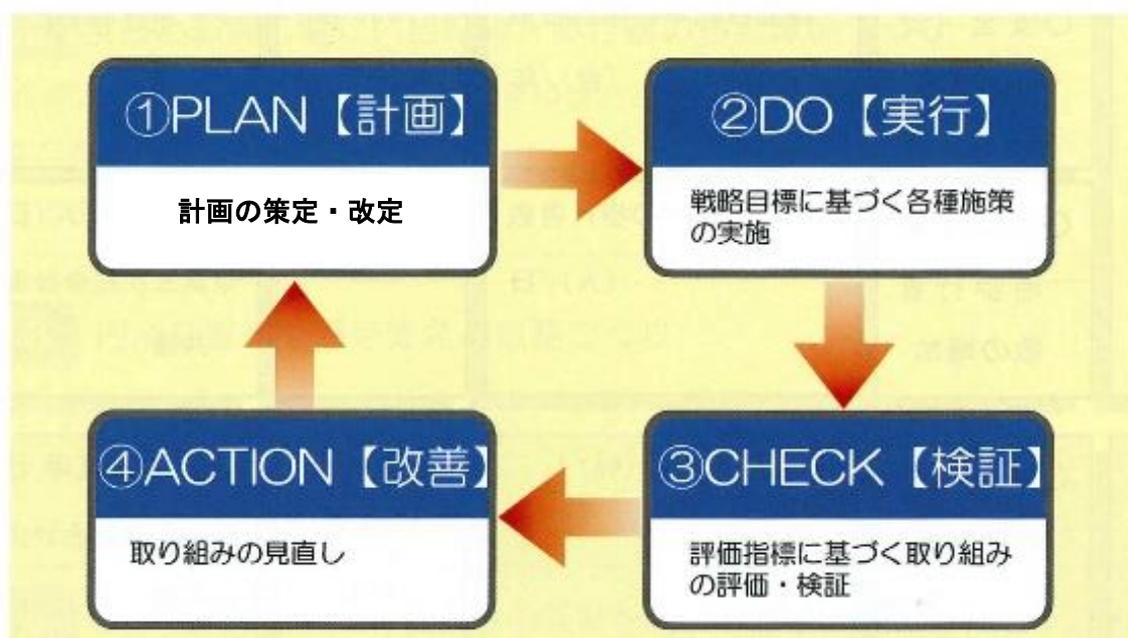
指標(5)	基準値	目標値
	2020年	2025年
関係者と合同による安全点検実施箇所数 (累計) / 対策済箇所数 (累計)	689箇所/568箇所	906箇所/720箇所
おもいやり駐車場利用制度協力施設数 (累計)	151施設	176施設

◆進行管理

進行管理については、計画に記載された種々施策の実施及び評価指標の状況など、関連する計画や施策等とも連携し、効果検証します。

また、社会情勢の変化や上位計画、その他関連計画との整合を図りながら、適宜見直します。

PDCA サイクルによる施策の推進



郡山市総合交通計画マスタープラン

【概要版】

- 策定 令和5（2023）年3月
- 発行 郡山市
- 編集 郡山市都市構想部総合交通政策課
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
TEL024-924-3721 FAX024-938-2720
- E-mail sougoukoutuu@city.koriyama.lg.jp
- ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp/>